

つむぎちゃんプラン助成金事業内容

事業名	事業内容	具体的な活用方法の例 (過去の申請含む)	限度額
1 地域福祉 活性化事業	(1) 地区課題の把握・解決 地区ニーズや課題の把握、 課題解決の取組みの検討会議 や研修、調査や集計等に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会（他自治体、福祉施設、 ケア研修など） ・地区社協企画委員会 ・アンケート調査（高齢者、困り事、 移動支援など） ・地区別地域福祉活動計画の見直し 会議 	<p style="color: red;">◎前年度会費 納入実績に よる上限額</p> <p style="color: red;">・ 120 万円以上 130,000 円</p> <p style="color: red;">・ 40 万円以上 120 万円未満 110,000 円</p> <p style="color: red;">・ 40 万円未満 90,000 円</p>
	(2) ボランティア等人材育成 ボランティア等の人材育 成・発掘を目的とした、住民主 体による生活支援の仕組みづ くり	<ul style="list-style-type: none"> ・地区ボランティア部会等支援 ・地区美化ボランティア ・人材育成講座、施設訪問、ボラ ンティア視察等 ・つむぎちゃんサポート説明会等 	
	(3) 住民学習サポート 住民の福祉（介護含む）知 識・意識向上のための講座、研 修、教室、広報等に関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・社協だよりの発行 ・介護者の集い、介護予防講座 ・福祉・健康講座等 ・子育て支援講座・情報発信 ・地域支え合い講座 	
	(4) 見守り・支え合い 身近な範囲で、支援が必要 な人（子どもや高齢者等）を 見守り、支えるためのネット ワークづくりに関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・銭湯を活用したサロン ・通学路あいさつ、声かけ運動 ・民生委員児童委員訪問活動支援 ・青少年の見守り、こども会育成 会等との協力事業 	
	(5) 地域ふれあい推進 子どもから高齢者まで、誰 も孤立しない地域づくりのた めの「サロン」、「カフェ」等 の身近な場所づくりに関する 活動	<ul style="list-style-type: none"> ・地区で行われる誰もが参加できる 交流会、おまつり ・子育てサロン ・オレンジカフェ、お茶のみサロン ・世代間交流の場 	
2 マップ作成 事業	「見守りささえあいマッ プ」や「防災マップ」の作成に 関する活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ささえあいマップ作成 ・防災マップ作成 ・要支援者マップ（避難行動要支援 者名簿活用） ・わがまちマップ（町会内の資源の 見える化） 	5,000 円上限 (町会単位)

<p>3 地域ふれあい 推進事業 (町会単位)</p>	<p>町会単位でのふれあいサロン等の運営に関する活動</p>	<p>・町会単位で実施するもの 例：(ゲーム、レクリエーション、ショッピング、茶話会、公民館・神社の清掃、ボーリング、食事会、料理講習会、高齢者相談会、茶道、書道、英会話、カラオケ、昔の写真の鑑賞会、脳トレ、体操、花の寄せ植え、日帰り温泉、しめ縄作り、学生交流会、そば打ち体験、映画鑑賞、コンサート、いきいき100歳体操等) ※複数町会の合同実施は可としますが、上限は1町会分とします。</p>	<p>21,000円上限 (町会単位) 3,000円/1回</p>
<p>4 住民主体事業</p>	<p>住民が主体的に取り組む、地区内の子どもから高齢者まで幅広く地域福祉取り組む活動</p>	<p>※1～5の事業と併用可 ・地区内の互助組織の運営 ・有償ボランティア支援 ・生活支援サービス用購入品 ・防災ふれあいまつり ・こども食堂、三世代交流 ・町会サロン立ち上げ支援 ・カフェ運営(幅広い世代交流) ・送迎ボランティア ・地域見守り隊 ・困りごと勉強会 ・スマホ教室 ・町会健康教室 ・フレイル講話 ・子育てお役立ち情報ガイド ・介護予防講座</p>	<p>均等割 20,000円 + 会費世帯数割 @20円の合計額 但し 100,000円上限 (地区単位) ※別添参照</p>

(1) 1の事業の(1)～(5)の項目間の配分は任意とします。例えば、1の助成金の全額を1つの項目に充てる計画をすることも可能です。

(2) 1の事業を2および3の事業に併用することは可能です。逆は不可とします。

(3) 4の事業は、1の事業と併用することが可能です。

(4) 実績報告書へ支出の確認ができる書類の添付をお願いします。

ア (地区単位)

領収書やレシート等をご用意できる場合は、原則その写しをご提出ください。提出が難しい場合は、地区担当へご相談ください。

併せて、チラシ、通知文、記録写真などのいずれか1つを添付してください。

イ (町会単位)

町会で実施する事業(2、3)については、様式第8号へ町会長の署名・捺印及び必要事項を記入の上ご提出ください。市社協への領収書やレシート等の提出は必要ありません。チラシ、通知文、記録写真等いずれか1つの提出をお願いします。

(5) 実績報告提出期限後に事業を実施する場合は見込み実施として報告をお願いします。その際、実施予定日と予定経費を明らかにし、代表者の記名・捺印のある書類の提出をお願いします。(参考)